

令和6年度

学校いじめ防止基本方針

石川県立明和特別支援学校

## 1 学校の実態

本校は、平成22年に開校し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の児童生徒が共に学び合う学校である。本校の児童生徒の多くは、様々な課題を抱えており、日頃より児童生徒の障害特性を十分に把握しながら生徒指導に適切に取り組んでいる。

本校では、定期的に児童生徒に対していじめアンケート調査を実施し、その後、いじめ問題対策チーム会議を開催している。一つ一つの事案について実態把握及び対応策の検討を行った。また児童生徒に対し生活意識調査を実施し、心身の状況の把握に努めながら保護者と連携し問題の早期発見・早期解決に向けて取り組んできた。

本校、昨年度のいじめアンケートによる積極的認知数は、前期は小学部1件、中学部1件、高等部2件。後期は小学部0件、中学部2件、高等部5件であった。主に、お互いコミュニケーションがうまくとれず、誤解が生じて気持ちが不安定になった事案、日頃から言動が強い生徒から注意され、嫌な気持ちになった事案、ふざけたつもりが相手にとって嫌な気持ちにさせた事案があった。アンケート以外にも、直接保護者から連絡があり、シャープペンシルで肩を突かれるという悪ふざけで、辛い気持ちになった事案もあった。いずれの事案も担任、学年団、指導課教員中心に素早い対応を行い、重大事態には至らなかった。今後も継続して、友達の作り方やコミュニケーションのとり方等指導していく方針である。さらに懸案事項として「ライン等によるSNS上のトラブルや他校生とのつながり」が挙げられる。大きなトラブルは報告されていないものの、常にアンテナを高くしていかなければならない。生徒に対して、「携帯電話安全指導」を通して情報モラル教育の充実を図るとともに指導の在り方を探っていく。また保護者へも理解と啓発を行っていく必要がある。

今後も、担任一人が問題を抱え込むことなく誰とでも相談できる雰囲気のもと教員同士の連携や情報の共有を図っていく。そして日頃から児童生徒の心身の状況や動静に高いアンテナを張り巡らせ、未然防止に重点を置き、早期発見・早期対応に継続して取り組んでいく。また、問題解決に向けては「保護者との協力関係の構築」が不可欠であると考え。

## 2 基本方針

本校は、学校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」「風通しのよい学校」「児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができる学校」づくりを推進する。

- ①いじめの重大性を意識し、いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こり得るという危機意識を持って、積極認知に努めいじめ問題に対応する。
- ②常日頃から、児童生徒の動静（ヒヤリ・ヒョット）に留意し、児童生徒の障害特性に十分に配慮しながら指導にあたる。

- ③未然防止に重点を置きながら取り組みを実施する。
- ④いじめが疑われた場合には、迅速かつ組織的に対応し保護者への理解と連携に務める。

### 3 いじめ問題対策チーム

#### (1) 組織

学校長、教頭、部主事、教育相談部主任、進路課長、指導課長、  
(小・中・高) 学年主任、(小・中・高) 指導課担当、養護教諭

#### (2) 目的

平時からいじめ問題に的確に対応できるように備えるとともに、いじめ問題の発見時には、迅速に組織的に対応する。

#### (3) 機能・役割

- ①学校いじめ防止基本方針の作成と改善
- ②いじめ問題発生時における迅速な対応
  - ・実態の把握とその対応
  - ・個別案件対応班への早期解決の指示
  - ・教育委員会への報告
  - ・必要に応じて警察署への相談や通報
  - ・必要に応じていじめ対応アドバイザーの活用
- ③児童生徒へのいじめアンケートの実施
- ④教職員へのいじめ問題の対応力向上推進
- ⑤児童生徒会への自主的活動の支援

#### (4) 定期開催（いじめ問題対策チーム会議）

年間3回（6月・7月・12月）定期開催する。

6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度の学校いじめ防止基本方針について</li> <li>・いじめ問題についての情報交換・事例検討</li> </ul>
7月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート結果について 実態把握及び対応策の検討</li> <li>・いじめ問題についての情報交換</li> </ul>

### 4 個別案件対応班

#### (1) 組織

教頭、担当（部主事、学年主任、指導課教員）、学級担任、養護教諭

## (2) 目的

個別の案件について、いじめの早期解決を図る。

## (3) 機能・役割

- ①具体的な対応策を検討し、役割分担に沿って解決をめざす。
- ②取り組みの進捗状況を逐一いじめ問題対策チームに報告する。

# 5 いじめ未然防止のための措置

## (1) 管理職

全校集会などで校長がいじめ問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

## (2) 教員一人一人（学級担任等）

- ①日常的にいじめ問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成するとともに、他の教職員と協力し指導にあたる。
- ②一人一人を大切に「わかる」「できる」「活躍できる」授業づくりを実践する。
- ③一人一人に対して「褒めること」「認めること」で目標の達成度を評価する。
- ④お互いが認め合い、自己存在感・自己有用感を感じることができる児童生徒集団を育てる。
- ⑤教職員（同士）の不適切な言動が、児童生徒を傷つけることのないように気をつける。
- ⑥年間を通して、よりよいクラスにするための取り組みを行い、12月の人権週間では、いじめ問題を取り上げた授業を行う。
- ⑦指導課・情報教育課と連携しながら情報モラル教育を行う。

## (3) 養護教諭

- ①学校教育活動の様々な場所で、命の大切さを取り上げるなど心の教育を推進し、場合に応じて心のケアにあたる。

## (4) 生徒指導担当

- ①学部集会等でルールや決まりを守るといった規範意識の高い児童生徒を育てる。
- ②学級担任と連携しながら、産業技術コース生徒および携帯電話を持つ高等部生徒を対象に、年間3回の携帯電話安全指導を実施する。（必要に応じて臨時に指導する機会を持つ）特にネットトラブルやゲームに関する指導や情報モラルの指導に重点をおく。（情報教育課との連携を図る）

### (5) いじめ問題対策チーム

実施 (月)	内 容	目 的
4月	・本校のいじめ問題対応マニュアルの周知	・4月当初の職員会議で、いじめ問題対応マニュアルを説明し、いじめ問題についての重大性を認識し、学校長を中心とした一致協力態勢を確立する。
5月	・生活意識調査① (児童生徒の心身の状況調査)	・連休明け、児童生徒の心身の状況を把握し、よりよい学校生活のスタートを切る。 ・児童生徒のいじめの実態把握を行い、早期発見・早期対応を行う。
6月	・いじめ問題対策チーム会議① ・いじめ意識調査(教職員) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">1</span> ・児童生徒へのいじめアンケート調査の実施【1】	・いじめ問題について、教職員の対応力の向上を図る。 ・児童生徒のいじめの実態把握を行い、早期発見・早期対応を行う。
7月	・いじめ問題対策チーム会議② (1) いじめアンケート結果と分析 (2) 資料の提供	・いじめアンケートの結果を知り分析する。 ・いじめ問題について、教職員の対応力の向上を図る。
9月	・生活意識調査② (児童生徒の心身の状況調査) ・いじめ意識調査(教職員) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">2</span>	・長期休み明け、児童生徒の心身の状況を把握し、よりよい学校生活のスタートを切る。 ・教職員へのいじめの意識向上を図る。
11月	・児童生徒へのいじめアンケート調査の実施【2】	・児童生徒のいじめの実態把握を行い、早期発見・早期対応を行う。
12月	・いじめ問題対策チーム会議③ (1) いじめアンケート結果と分析 (2) 資料の提供 ・いじめ意識調査(教職員) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">3</span>	・いじめアンケートの結果を知り分析する。 ・いじめ問題について、教職員の対応力の向上を図る。 ・教職員へのいじめの意識向上を図る。
1月	・生活意識調査③ (児童生徒の心身の状況調査)	・長期休み明けの児童生徒の心身の状況を把握し、よりよい学校生活のスタートを切る。
2月	・いじめ意識調査(教職員) <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">4</span>	・教職員へのいじめの意識向上を図る。

※いじめアンケート調査を年2回実施する。

※生活意識調査を年3回実施する。

※教職員へのいじめ問題意識調査を年4回該当月の職員会議当日に実施する。

#### (6) 児童生徒の自主的活動（児童生徒会の取り組み）

実施 (月)	内 容	目 的
4月 ～ 3月	・あいさつ運動の実施 (前期・後期のスローガンを掲げる)	・児童生徒会が中心となり年間を通して、全校生徒が取り組めるあいさつ運動を企画、実施する。(挨拶の定着、習慣化を目指す)
7月～ 9月	・児童生徒作品の募集及び掲示 (工作、ポスター、標語など)	・作品制作をとおして、児童生徒一人一人が、楽しい学校にしていくためにどうすればよいか考える。
9月	・グッドマナーキャンペーン (期間中をあいさつ運動強化期間とする)	・児童生徒会役員、PTA 役員と一緒に児童生徒玄関であいさつ運動を実施し、豊かな心の育成を図る。
1 2月	・人権ツリーの発表 (人権週間の取り組み)	・児童生徒会役員が、「めいわ人権ツリー」の絵を描き、生徒一人一人から、がんばりやうれしかったことなどをメッセージとして貼り出し、自分と友達のすばらしさや大切さに気付くきっかけとする。

## 6 早期発見のための措置

### (1) 管理職

教職員に対して、児童生徒の小さな変化やサインを見逃さないよう指導し、少しでもいじめが疑われる場合には、迅速に管理職に報告するよう指導する。

### (2) 教員一人一人（学級担任等）

- ①日頃から児童生徒や保護者との信頼関係を築く。
- ②児童生徒の示す小さなサインを見逃さないよう（ヒヤリ・ヒョット）アンテナを高く保ちながら、生徒の気になることを記録に残し、その都度他の教職員・学年・学部等で情報交換をする。
- ③児童生徒に対して、「いつでも、だれにでも」相談できることを伝える。

(教育相談体制を確立する)

### (3) 養護教諭

保健室を利用する児童生徒の雑談の中などで、その様子に目を配るとともにいつもと違うと感じた時は、機会を捉えて悩みを聞く。

## 7 いじめに対する措置（いじめを認知した場合の具体的な行動マニュアル）

### いじめが疑われる事案の発生

#### (1) いじめが疑われる場合

担任→部主事・学年主任に報告→教頭・学校長  
管理職指示のもと、実態把握を行う。

#### 実態把握のポイント

- ①他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所等留意する。
- ②複数の場合には、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。

#### (2) いじめの通報を受けた場合

校長は、直ちに実態把握を指示し、いじめの事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を教育委員会に報告する。

### いじめが認知された場合

### いじめ問題対策チームの開催

- (1) 個別案件対応班へ早期解決の指示を出す。
- (2) 個別案件対応班から逐一情報や対応について報告を受ける。
- (3) 教育委員会に報告をする。
- (4) 重大事態の発生の場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- (5) 必要に応じて警察署への相談や通報する。
- (6) ネットいじめの場合には、プロバイダに連絡し、削除を求める。

## 個別案件対応班への指示

### 1 いじめられた児童生徒への対応 (担当 担任・学年主任・部主事・養護教諭)

- (1) いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除くように努める。
- (2) 信頼できる人(親しい友人や教員や家族など)と連携し、寄り添う体制をつくる。
- (3) 「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊心を高める。
- (4) いじめられた児童生徒の長所を見つけ、認めることで自信をもたせる。

### 2 いじめた児童生徒への対応 (担当 担任・学年主任・部主事・生徒指導担当)

- (1) いじめる児童生徒には、毅然とした態度で指導を行う。
- (2) いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (3) 教師のいないところでもいじめが続くことも留意して指導にあたる。
- (4) 児童生徒の状況に応じて、反省を促すための個別指導を実施する。

### 3 いじめられた児童生徒の保護者への対応 (担当 教頭・部主事・担任)

- (1) いじめについて学校が把握している実態や経緯を隠さず伝える。
- (2) 誠意ある対応に心がける。
- (3) いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- (4) 解消するまで継続的に家庭との連携を図る。  
※解消している状態とは、①いじめが止んでいる期間が少なくとも3か月を目安とする。②心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。この2つの要件を満たしていることをいう。

### 4 いじめた児童生徒の保護者への対応 (担当 教頭・部主事・担任)

- (1) いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- (2) いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示し、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。

### 5 学級・全体指導 (担当 担任・部主事・生徒指導担当)

- (1) 学級会や学部集会などで、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- (2) いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを見たらすぐに先生に伝えるよう指導する。



## 参考文献

- ①いじめを見逃さない学校づくり（平成24年10月 石川県教育委員会）
- ②いじめのない学校づくり  
（平成25年10月生徒指導リーフ増刊号 文部科学省 国立教育政策研究所）
- ③いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）
- ④いじめ問題対策事例集（平成26年3月 石川県教育委員会）
- ⑤いじめの防止等のための基本方針の一部改定通達（平成29年4月 石川県教育委員会）
- ⑥いじめ対策に係る事例集（平成30年9月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- ⑦生徒指導提要（改定版）（令和4年12月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- ⑧石川県いじめ防止基本方針（平成26年3月、平成30年3月改定 石川県）